

## 第Ⅱ章 リーダーとして行うべきこと

### 第1節 自主防災組織の現状把握（前任者からの確認、後任者への引継ぎ）

- ・自主防災組織のリーダーには、自ら防災に関する基本的な知識と技術を身につけていただき、地域の安全点検や、地域住民に対する防災意識の啓発、防災訓練の指導などを率先して行動してください。
- ・次の1～8について、前任者から十分に内容等を確認し、自主防災組織の現状を把握する必要があります。
- ・前任者は、後任者がその内容等を理解できるよう指導するなど、組織運営が継続できるよう引継ぎを行い、交代後も支援を行ってください。

#### 1 人事の把握

組織運営のためには、地域の住民の方々の協力が絶対必要です。特に、女性、若い世代の参加協力は、組織の活性化・継続に大きな力となりますので、積極的に住民の方とふれあい、参加を促してください。

自主防災組織のリーダーは男女双方が担い、役割分担を決めるに当たっては、男女の役割を固定的に考えないようにしましょう。また、高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人等多様な個人の意見を聞き、自主防災組織の運営に反映させましょう。

小規模な自主防災組織では、人材を確保しようとしても限界があります。近隣の自主防災と連携した広域の自主防災組織の結成を検討してみてはいかがでしょうか。

## 2 各種台帳等の点検・整備

自主防災組織活動には、活動に必要な台帳等が4種類あります。リーダーは、常に台帳の管理・更新を行うなど、地域の実情を把握しましょう。

### ★自主防災組織台帳

- ・組織の世帯数、役員、防災訓練、研修会、講演会等の活動の状況や危険箇所、避難地及び装備品など自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。
- ・年次ごとに人数や資機材などを点検し、見直しを行ってください。
- ・特に、会長の交代時には必ず次の会長に理解してもらったうえで、引き継いでください。

### ★人材台帳

- ・災害時の応急救護や救出救助、情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく台帳です。

### ★世帯台帳

- ・世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。
- ・この台帳は避難地や避難所での世帯人員の確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用します。

### ★避難行動要支援者台帳

- ・高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を把握するための台帳です。
- ・災害発生時には、「誰が誰の避難の支援を担当する」と決める時間はありません。事前に避難誘導の担当を決め、緊急避難場所や避難所での対応をきめておきましょう。

### 3 防災資機材の点検・整備

自主防災組織に必要とされる防災資機材は概ね下表に示すものとなっています。これはあくまでも目安ですので、地域の実情（津波や山・がけ崩れの危険予想地域か、延焼火災の危険予想地域か、世帯数はどれくらいか等）に応じて何がどれくらい必要なのかを検討してください。

次に、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。市町によっては、防災資機材の購入に際し補助制度を設けているところもありますので市町防災担当課に相談してください。

なお、いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日ごろから、作動するための電源（バッテリー）や燃料、補完道具などの保管状況の点検と取り扱い方法の習熟に努めるようしてください。特に、ガソリンエンジン類は月1回の試運転が必要です。

備品台帳を整備して、定期的に点検するとともに、備品リスト(写真付き)を整備して、常に使用できる状態にしておきましょう。

自主防災組織 防災資機材の参考例

区分	品名
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック(安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として) 等
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸 等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ワインチ、防煙・防塵マスク 等
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー、簡易間仕切り(段ボールパーテーション) 等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、保温食缶、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等
訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器 等
その他	土のう袋、簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器 等

#### 4 備蓄の管理・整備

災害時用の備蓄は各家庭において行われるべきですが、大規模地震の発生時には、家の倒壊等により、家庭での備蓄品の取り出しができない場合もあります。

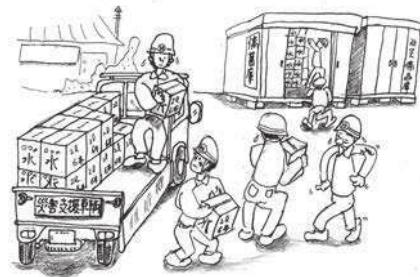
また、南海トラフ地震など大規模な災害時には、数日間以上にわたり、電力・水道等のライフラインが途絶することが予測されています。

そのような場合に備え、各自主防災組織でも、水、食料等を一定量備蓄しましょう。

災害時には、避難所に、行政から水、食料等の供給が行われる予定ですが、道路等の事情により、物資が届くのに長時間要した事例もあります。

地域の世帯状況や住宅の耐震化状況等を把握し、必要量を検討しましょう。

備蓄品の消費期限を確認し、期限が過ぎる前に更新してください。



自主防災組織 備蓄品の参考例

区分	品名
飲食料等	保存水 500 ml、保存水 1ℓ、保存水 2ℓ、米、アルファ米、クラッカー、レトルト食品、缶詰等
乳児用	粉ミルク、ほ乳瓶等

## 5 地域の状況を知る

まず、自分の地域についてよく知ることが重要です。どんな危険があるのか、どんな安全な場所があるのか、どんな人が住んでいるかなどを把握しましょう。

### ★社会的条件

- 世帯数、昼夜間人口
- 生活環境（店舗、医療、交通）
- 消防・警察などの行政機関 など

### ★地理的条件

- 地形、地質、地盤高、水利、ため池、河川、道路
- 過去の災害記録
- 住宅密集度、昭和56年(5月)以前に建てられた建物で、耐震診断未実施、耐震改修工事未実施の建物
- 市町が作成したハザードマップ、緊急指定避難場所、避難所 など

### ★地域防災力

- 各世帯の家族構成(世帯台帳)
- 避難行動要支援者の居住場所(避難行動要支援者台帳)
- 消防団員、婦人防火クラブ、医師、看護師(人材台帳)
- 技術経験者（元消防士、元医師、元看護師、元自衛官、防災士、元設備系技術者、元建設機械操作者、元大工、元土木技術者、学生等）など

## 6 防災マップの有無

- ・災害時に安全に避難するためには、地域内の危険区域や避難所等防災施設などの内容を記載した地図が防災マップです。
- ・防災マップを地域住民に示し、住民に正しい知識・情報を伝え、災害による被害の軽減に努めてください。
- ・すでに作成されている地域では、構造物等に変動がないか確認するなど、点検をしましょう。
- ・作成のポイントについては、第3章で紹介します。

## 7 予算の把握・確保

自主防災組織を運営していくには、備蓄品の購入、資機材の整備、訓練の実施等に一定の経費が必要となります。組織の規模等により、金額の大小はありますが、必要な予算規模を把握し、地域住民や企業の協力等により確保しましょう。

### 赤い羽根共同募金かがわ

赤い羽根共同募金かがわでは、社会課題の解決などに取り組むNPO、ボランティア団体等が、共同募金運動期間の拡大期間（1月1日～3月31日の3ヶ月間）に、自らが行う活動の趣旨を広く住民に啓発し、募金活動を開催することにより、活動団体等の活動に必要な資金の募金活動をする団体を募集し、参加団体が募った募金額の全額を助成する制度もあります。（赤い羽根共同募金かがわ 連絡先 087-823-2110）

## 8 活動目標の設定と計画の策定

- ・組織の活動目標や防災訓練などの計画を策定し、地域住民に示し、意識を高めましょう。
- ・中・長期の目標を定め、組織のレベルアップを図りましょう。
- ・計画策定等では、リーダーシップを發揮し、組織全体で取り組むようにしましょう。

### 年間計画（例）

平成〇年〇月〇日 自主防災会打ち合わせ  
○月 地域住民への防災啓発  
○月 台帳の作成・確認  
○月 防災資機材の点検、家庭内対策講習会  
　　防災訓練打ち合わせ  
○月 防災訓練  
○月 資機材・備蓄の点検  
○月 研修会

### 中・長期計画（例）

（目標）  
1年目：家庭内対策の徹底・台帳の見直し  
2年目：各班の行動の明確化  
3年目：防災資機材の整備・充実  
4年目：近隣自主防災組織との連携強化  
5年目：地域各種団体との連携強化

（行動計画）  
1年目：家庭内対策の徹底  
○～〇月：家具の固定等のアンケートの実施・  
　　台帳の見直し  
○～〇月：家庭内対策の講習会の実施  
○～〇月：家庭内の防災対策の実施状  
　　況をチェック

### 【事業計画策定の流れと留意点】

#### 班別に計画を検討

班ごとに検討することで、班員の  
レベルアップを図るとともに、活動  
における漏れをチェックします。  
できるだけ多くのメンバーに参加  
してもらい、意見を出し合いましょ  
う。

#### 優先順位をつけて検討

班ごとの意見を、関連性などを  
考慮してテーマ別に整理し、優先  
順位を決めます。  
緊急性・重要性・実現可能性な  
どの基準を設けて、実現可能なも  
のを検討していくことが効率的で  
す。

#### 時間・予算を考慮して検討

テーマ別に整理された内容に、時  
間的な制約や予算といった要素を加  
味して討議しましょう。

#### 年間重点項目を決定

年間活動計画に重点項目を設ける  
ことにより、メリハリのある計画が  
出来ます。  
中・長期の計画を立てる上でも役  
に立ちますので、検討してください。

## 第2節 防災情報の取得等

### 1 防災情報メールの登録

- ・香川県が提供している防災情報メールを活用し、地域の災害情報、避難情報を把握しよう。
  - ・携帯電話やスマートフォン、パソコン等で事前登録しておけば、高松地方気象台が発表する気象警報・注意報や土砂災害警戒情報等、市町が発令する避難勧告等の情報がメール配信されます。
  - ・外出先でもメールで防災情報が受け取れる便利なサービスです。ぜひ、登録を済ませて、災害に対する備えや実際の避難などに役立てください。
- ※登録は無料ですが、携帯電話等の通信料及びパケット料は登録者の負担となります。

**配信内容**

早め早めの情報入手で  
災害に備えよう！

携帯電話やパソコン等で事前登録しておけば、**高松地方気象台**が発表する  
**気象警報・注意報や土砂災害警戒情報等、市町が発令する避難勧告等**  
の情報が**メール配信**されます。  
(※取得を希望される地域、情報を選択できます。)

項目

【気象情報等】  
◆気象警報・注意報 ◆土砂災害警戒情報  
◆記録的短時間大雨情報 ◆洪水予報(土器川、香東川)  
◆氾濫危険水位到達情報※(主要河川)  
◆地震情報 ◆津波情報 ◆竜巻注意情報

【避難情報】  
◆避難指示 ◆避難勧告 ◆避難準備情報

※平成27年9月1日より避難判断水位到達情報の配信から氾濫危険水位到達情報の配信に変更



**登録方法**

家族や友人にも  
すすめよう！

1. 携帯電話やスマートフォンで右のQRコードを読み込むか、「<http://info.bousai-kagawa.jp/>」に接続
2. 表示される画面で、「登録/変更/解除」を選択
3. 「メール作成」画面が表示されるので、そのまま送信  
※直接「[ml@bousai-kagawa.jp](mailto:ml@bousai-kagawa.jp)」宛にメール送信も可能
4. 20秒程度で自動送信されてくるメール本文のURLに接続  
※迷惑メール対策等を利用されている場合は、「[joho@bousai-kagawa.jp](mailto:joho@bousai-kagawa.jp)」からのメールを受信できるように設定
5. 利用規約をお読みいただいて、「同意する」を選択
6. 表示される画面の案内に従い、配信を希望する地域、情報を選択
7. 「配信内容確認」画面で「登録」を選択
8. 「設定完了」画面で「正常に登録されました。」が表示されれば登録終了

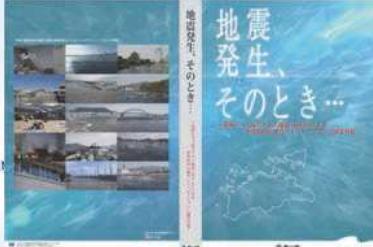
(※登録は無料ですが、携帯電話等の通信料及びパケット料は登録者の負担となります。)



## 2 南海トラフ地震に関するDVDの視聴

南海トラフ地震が今後30年内に70%程度の確率で発生すると言われている中、その被害想定と対策を視覚的にまとめたものです。災害に対する備えを「今すぐに」始めてください。

**地震・津波を「正しく知り」「正しく判断し」「正しく行動する」**



**1. 香川大学危機管理研究センターによる監修・解説**

県内で唯一危機管理に関する学術的・技術的な研究を行っている香川大学危機管理センターの白木センター長、香川大学工学部の長谷川教授により、地震・津波への対策などについて、専門的な観点から解説していただいています。



**2. 地震・津波の防災・減災対策の必要性**

過去を振り返ると、南海トラフ地震はおよそ100年に一度、繰り返し香川県を襲っています。今後、30年以内に南海トラフ地震が70%程度で発生すると予測されているため、事前の備えが喫緊の課題となっています。



**3. 南海トラフ地震による地震被害映像**

香川県を高松・東讃・中讃・西讃・小豆の5つの地域に分け、予測されている最大震度と被害想定を解説しています。南海トラフ地震による地震・津波によって、家屋倒壊、火災、堤防施設損壊による地震直後の浸水などの様々な被害が想定されており、それらの被害を3次元のコンピューターグラフィックスを用いて解説しています。



**4. 具体的な減災対策**

地震や津波による被害を少しでも減らすため、建物の耐震化、家具類の転倒防止対策など具体的な対策についてご紹介するとともに、県や市町が行っているハード・ソフト両面での対策についてご紹介しています。



このDVD映像は、県内の各市町、学校、公民館などに配布するだけでなく、インターネットでも配信しています。  
是非、ご覧いただき、家庭や地域での防災対策にお役立てください。  
※通常版と子ども版(小学校高学年を対象)の2種類があります。

・監修:香川大学危機管理研究センター／制作:株式会社ウィザード／制作著作:香川県  
・本編(通常版・子ども版):19分10秒

### 3 香川県シェイクアウト

香川県では、平成 25 年度から「津波防災の日」である 11 月 5 日に、県民の南海トラフ地震への防災意識を高めるため、県民いっせい地震防災行動訓練として「香川県シェイクアウト」を行っています。

地震発生時の身を守る「安全行動 1 – 2 – 3」を 1 分間行ってもらうものです。また、プラスワン訓練として、こういった機会を通じて、災害に対する備えを恒常化してください。

#### 安全行動 1 – 2 – 3



香川県シェイクアウト訓練（2014年11月5日） 国分寺南部小学校



#### 津波防災の日

津波から国民の命を守ることを目的に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、その中で毎年 11 月 5 日が「津波防災の日」と決められています。

平成 27 年には、国連が定める「世界津波の日」となりました。

なお、11 月 5 日は、嘉永 7 年（1854 年）11 月 5 日の安政南海地震（M8.4）で和歌山県を津波が襲った際に、稻に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて命を救った「稻むらの火」の逸話にちなんだ日です。

### 第3節 避難行動要支援者等への体制確立

#### 1 災害情報の伝達・避難誘導・避難所の運営

- ・災害時に、災害に関する情報が確実に伝達されなければ、せっかく助かった命が犠牲となることがあります。また、被害を増大させることもあります。
- ・避難誘導や安否確認、避難所運営が有効に機能するためには、自主防災組織だけでなく、地域全体の協力を経て地域住民に正確な情報を伝達することが必要です。
- ・また、情報取得が困難と思われる避難行動要支援者も速やかに避難できるよう、自治会、民生・児童委員等、老人クラブ等と連携を図り、「Aさんには、Bさんが情報を伝える」など、事前に情報伝達手段を確立しましょう。
- ・災害時に、どこで、どのような医療・福祉サービス等を受けることが出来るのか、避難所で必要となる生活用品、介護用品等はどのようなもので、どれくらい必要かの情報収集をしましょう
- ・緊急指定避難場所、避難所、福祉避難所がどこにあり、利用方法や避難手順等を事前に把握しましょう。
- ・情報伝達手段や避難誘導が計画通り機能するか防災訓練で確認してください。

#### 2 避難行動要支援者の把握

- ・災害時に避難する際、介助等の支援を要する避難行動要支援者を、事前に把握し、台帳(避難行動要支援者台帳)を作成し、誰が避難支援を行うか決め、地域の方の協力のもと、避難行動要支援者を支援する体制を築きましょう。
- ・ただし、市町が作成している避難行動要支援者名簿は、本人の同意がなければ、事前の情報提供を受けることが出来ません。お住まいの市町と相談してください。

東日本大震災では、犠牲者のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割を占め、また、障害者の方は健常者の約 2 倍の割合で犠牲となりました。また、多くの支援者の方も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ①避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
  - ②避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
  - ③現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
  - ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること
- などが定められました。